

理事の報酬等に関する規程

公益財団法人日本医療総合研究所

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第197条において準用する第89条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号並びに定款第31条の規定に基づき、公益財団法人日本医療総合研究所の理事の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、常勤理事とは、当法人の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。

(報酬の種類)

第3条 理事の報酬は、定款第31条の定めにより無報酬である。

2 前項にかかわらず、定款第31条ただし書きに基づき、出向者である常勤理事については、理事会の決議に基づきその出向元に対して負担金を支払うことができることとし、この負担金は、法人法第197条において準用する第89条及び認定法第5条第13号でいう報酬等とみなす。

(報酬等の決定基準)

第4条 前条の負担金（以下「負担金」という。）は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づきその職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(支給の方法及び形態)

第5条 負担金は、出向元との協議により理事長が定めるところにより、出向元へ支払う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

別表

報酬等の種類	上限額
負担金	600万円（年額／人）

附則

この規程は、公益財団法人日本医療総合研究所の設立の登記の日から施行する。

（2012年5月20日第67回理事会決議）